


活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	1

① 年月日・時間	平成30年度分(平成30年7月20日)						
② 場所							
③ 相手方	各議員連盟						
④ 参加者							
⑤ 目的・内容	各議員連盟会費						
⑥ 政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦ 経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
	会費	5,000	10/10	5,000	徳島県議会芸術文化振興議員連盟会費		
	会費	1,000	10/10	1,000	徳島県議会日韓友好促進議員連盟会費		
	会費	1,000	10/10	1,000	徳島県議会過疎対策推進議員連盟会費		
	会費	1,000	10/10	1,000	徳島県議会南海地震対策議員連盟会費		
	会費	3,000	10/10	3,000	徳島県議会林業木材業振興議員連盟会費		
	合計	11,000		11,000			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
<input checked="" type="checkbox"/> 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

平成30年7月20日

嘉見 博之 様

¥ 5, 000 -

平成30年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会芸術文化振興議員連盟 領 収



領 収 証

平成30年7月20日

嘉見 博之 様

¥ 1, 000 -

平成30年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会日韓友好促進議員連盟 領 収



領 収 証

平成30年7月20日

嘉見 博之 様

¥ 1, 000 -

平成30年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会過疎対策推進議員連盟 領 収



領 収 証

平成30年7月20日

嘉見 博之 様

¥ 1, 000 -

平成30年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会南海地震対策議員連盟



領 収 証

平成30年7月20日

嘉見 博之 様

¥ 3, 000 -

平成30年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会林業木材業振興議員連盟



活動報告書兼領収書等添付票


項目	広聴広報費
整理番号	1

① 年月日	平成30年12月15日
② 内容	<p>県政報告書 A4 8ページ 10,000部作成 封筒 長3封筒両面 10,000枚作成 配布方法 郵送、手渡し 内容 県政報告書を印刷し、上記の配布方法により、地域住民に配布し、広聴広報活動を行う。</p> <p>※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること</p>

③ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠

④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷成果物	発送物写し
	印刷費	395,280	10/10	395,280	県政報告書		✓
"	79,920	10/10	79,920	封筒		✓	
郵送料	21,156	10/10	21,156	加茂谷郵便局 @82×258			✓
"	73,636	10/10	73,636	羽ノ浦郵便局 @82×137 @82×761			✓
"	70,766	10/10	70,766	福井郵便局 @82×863			✓
"	294,134	10/10	294,134	橋郷郵便局 @82×3,587			✓
"	112,832	10/10	112,832	阿南郵便局 @82×1,376			✓
合計	1,047,724		1,047,724				

(注) 専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。
 (注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。
 (注) 郵送料を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 後援会主催の報告会等ではない	
<input checked="" type="checkbox"/> 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
<input checked="" type="checkbox"/> 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
<input checked="" type="checkbox"/> 郵送料を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領収証

31年 3月 7日

嘉見博之県議会議員 様

金額

¥ 395,280 -

但 県政報告

上記正に領収いたしました



現金	○
小切手	



代表取締役 片
 (本社) 徳島県阿南市富岡町佃557-1
 〒774-0030 TEL 0884-22-0268 FAX 0884-23-3054
 (徳島営業所) 徳島市津田海岸町5番13号 徳島製材団地協同組合 2F
 〒770-8001 TEL 088-679-6747 FAX 088-679-6746

請求書

嘉見博之県議会議員 様

30年 12月 27日



下記のとおり請求いたします。



代表取締役 片

(本社) 徳島県阿南市富岡町佃557-1
 〒774-0030 TEL 0884-22-0268 FAX 0884-23-3054
 (徳島営業所) 徳島市津田海岸町5番13号 徳島製材団地協同組合 2F
 〒770-8001 TEL 088-679-6747 FAX 088-679-6746

品名	数量	単価	金額
県政報告 A4 8頁	10,000		366,000

取引銀行 
 口座名義 

小計▶	366,000
消費税	29,280
合計	395,280

No. _____

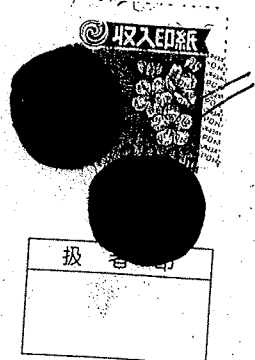
領 収 証

喜見博之 様

金額				千			円
		7	7	9	9	2	0

H31年 1 月 9 日
 上記金額下記内訳の通り領収致しました
 (但し)

請求金額					千			円
領 収 内 訳	現金			7	7	9	9	2
	小切手通							
	手形通							
	銀行振込							
	相殺							
摘要								



有限
 会社
 代表取締役
 徳島県 板倉市 富原町 下ノ町 3
 0118 (代)

請求書

NO.: 101697 請求日: 2018/12/21

嘉見博之様

¥79,920-

有限会社甘田印刷所
 代表取締役 岡田 博之 美
 〒774-0090 徳島県阿南
 TEL0884-22-0155 FAX0884-22-3316
 阿南町34番地16

品名

1 長3封筒 両面

数量	単位	単価	小計	消費税額	合計	税区分
10,000	枚	7.40	74,000	5,920	79,920	外税 8%

上記のとおり、請求いたします。

【お振り込みのご案内】
 三) ヤマダインサービス

小計: ¥74,000
 消費税額: ¥5,920
 合計: ¥79,920

領収書

嘉見博之

様

[別納引受]		
区内特別基 (定)	26.5g	
@82	258通	¥21,156

小計	¥21,156
----	---------

郵便物引受合計通数	258通
課税計	¥21,156
(内消費税等)	¥1,567)
非課税計	¥0

△計	¥21,156
合計	¥21,156
お預り金額	¥21,156



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時: 2019年 2月12日 11:51
 担当: [REDACTED]
 発行No. 190212A7186 端N29箱01
 連絡先: 加茂谷郵便局
 TEL: 0884-25-0050

領収書

嘉見博之

様

[別納引受]		
区内特別基 (定)	26.5g	
@82	137通	¥11,234

小計	¥11,234
----	---------

郵便物引受合計通数	137通
課税計	¥11,234
(内消費税等)	¥832)
非課税計	¥0

△計	¥11,234
合計	¥11,234
お預り金額	¥15,250
おつり	¥4,016



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時: 2019年 2月12日 16:20
 担当: [REDACTED]
 発行No. 190212A8615 端N89箱10
 連絡先: 羽ノ浦郵便局
 TEL: 0884-44-2094

領収書

嘉見博之

様

[別納引受]		
区内特別基 (定)	26.5g	
@82	761通	¥62,402

小計	¥62,402
----	---------

郵便物引受合計通数	761通
課税計	¥62,402
(内消費税等)	¥4,622)
非課税計	¥0

△計	¥62,402
合計	¥62,402
お預り金額	¥62,500
おつり	¥98

印紙税申告納
 付につき麴町
 税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時: 2019年 2月12日 11:22
 担当: [REDACTED]
 発行No. 190212A8583 端N89箱10
 連絡先: 羽ノ浦郵便局
 TEL: 0884-44-2094

領収書

嘉見博之

様

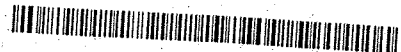
[別納引受]		
区内特別基 (定)	26.5g	
@82	863通	¥70,766

小計	¥70,766
----	---------

郵便物引受合計通数	863通
課税計	¥70,766
(内消費税等)	¥5,241)
非課税計	¥0

△計	¥70,766
合計	¥70,766
お預り金額	¥70,766

印紙税申告納
 付につき麴町
 税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時: 2019年 2月12日 10:44
 担当: [REDACTED]
 発行No. 190212A9690 端N31箱01
 連絡先: 福井郵便局
 TEL: 0884-34-2050

領収書

嘉見博之 様

[別納引受]		
区内特別基 (定)	26.5g	
⑧2	3,587通	¥294,134

小計	¥294,134
----	----------

郵便物引受合計通数	3,587通	
課税計	¥294,134	
(内消費税等)	¥21,787	
非課税計	¥0	

△計	¥294,134
合計	¥294,134
お預り金額	

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年 2月12日 17:17
担当：[REDACTED]
発行No. 190212A1372 端N31箱01
連絡先：橘郵便局
TEL:0884-27-0050

領収書

毎度ありがとうございます

嘉見博之 様

[別納引受]		
区内特別特1 定形	27g	
⑧2	1,376通	¥112,832

小計	¥112,832
----	----------

課税計	¥112,832
(内消費税等)	¥8,357
非課税計	¥0

△計	¥112,832
合計	¥112,832
お預り 現金	

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年 2月12日 17:03
担当：[REDACTED]
発行No. 190212K4178 端211050817
連絡先：阿南郵便局
TEL:0884-22-0155

Prefectural Assembly Report

かみ博之県政報告

Vol.6

2018.12.15

27 嘉見博之

発行：嘉見博之 徳島県阿南市桑野町春堂 28-1 Tel. (0884) 26-1112



石井啓一国土交通大臣要望

流した汗が報われる社会

<http://www.pref.tokushima.jp/gikai/>

「ポスト平成」の地域創生を！ 徳島県議会自由民主党の総力を挙げて

早春のみぎり、皆様にはお健やかに過ごしのことと存じます。

常日頃から私の政治活動に、御理解と心強い御支援を賜っておりますことに、心から感謝を申し上げます。

本当にありがとうございます。

今、世界は大きな転換期を迎えています。

中国の覇権主義に加え、アメリカ第一主義を旗印に掲げるトランプ政権からも目が離せない状況です。

世界の平和と繁栄は、内向きな発想では成し遂げられません。

各国がアイデンティティを大切にしながら、他国と真摯に向き合い、共に歩む道を探り当てていく、その覚悟と努力が必要です。

我が国は、かつて太平洋戦争へと突き進み、一敗地にまみれ、その後、国際協調と国民のたゆまぬ努力で経済発展を遂げました。

その日本が、今後、アジアをはじめ国際社会で果たすべき役割は大きく、自民党にこそ責任ある外交政策の舵取りが求められます。

そして、地方でも、自民党が中心になって、総力を挙げて地域活性化に取り組むことが重要です。

昨年春、私たち自民党県議は、厳しい人口減少の中で、地域活性化への知恵を集め、結束を固めて取り組んでいく必要があるとの思いから、三つの会派の大同団結を図り、自民党員である県議 27 名全員による新会派「徳島県議会自由民主党」を立ち上げました。

平成から新年号へと、「ポスト平成」時代を迎えようとする中、県政運営について、おかしいと思うことは正し、かくあるべきと信ずることは強く迫り、そして共にやるべきことはしっかりと手を携える、この基本姿勢で今後の地域づくりに臨んでまいります。

地域の活力の源泉は、何と言っても「人」、そして「人口」であり、今こそ国・地方を通して、人口減少に歯止めをかけるべく、子育て支援や定住促進を最優先に、思い切った政策を展開すべきです。

一定の定住人口が確保されるまで、そして少しでもそれを増やしていくことが

徳島県議会議員
嘉見博之



できれば、地域産業において衣・食・住の多彩なビジネスが盛んになり、行政にとっても税収増加につながり、更に政策を強化できるといったように、経済社会に好循環がもたらされます。

定住人口の確保に向けどのような手立てが有効なのか、新たな切り口からの取り組みを推し進めていく必要がある、と考えています。

また、地域の暮らしを支える基盤整備についても、更に弾みをつけ、加速させることが不可欠です。

四国横断自動車道・徳島 IC~阿南 IC の早期供用、さらには阿南安芸自動車道・海部道路等の事業着手など、高速交通ネットワークの整備促進に向けた活動を、徳島県議会としても、さらに精力的繰り広げてまいります。

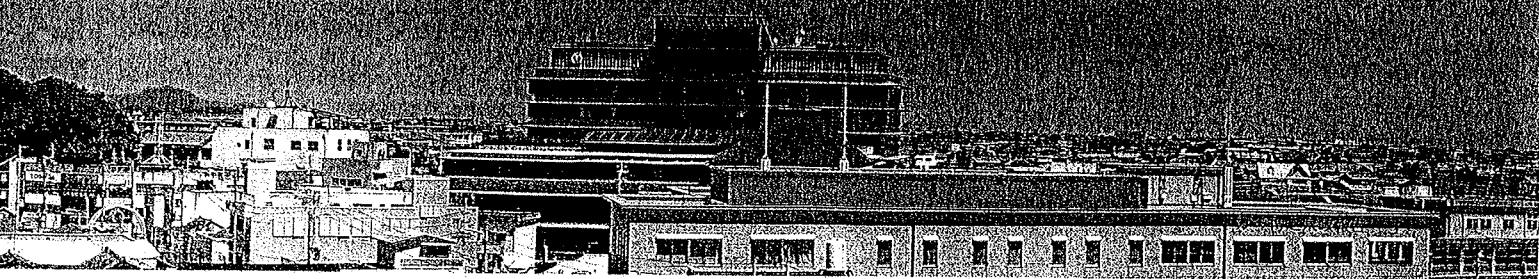
県議としての今期の任期も残りわずかとなりましたが、「流した汗が報われる社会」、もう少し言うと、「まっとうに生きている者が評価され、自分なりの幸せをつかみ取ることができる社会」を目指して、これからも地に足のついた政治活動を重ねてまいります。

さらに、私たちのふるさと・阿南が、関西でも有数の「産業と暮らしのバランスがとれた街」として、より一層発展できるよう、

- 子どもを伸び伸びと育てる教育・スポーツの振興
- 子育て支援はじめ市民の心に届く医療・福祉サービスの充実
- 自然災害への備えなど安全で安心して暮らせる生活環境の向上
- 交流拡大とにぎわい創出のための高速道路など社会基盤の整備
- 新たな成長を目指した企業支援
- 県南の強みを活かした農林水産業の活性化

これらの施策・事業の着実な前進に向け、全力を傾けてまいります。

従来に増して、皆様の御意見・御要望と叱咤激励を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。



徳島県議会六月定例会 代表質問

知事の政治姿勢について

飯泉知事が、4期目の任期終了までに、どうしても成し遂げたい、あるいは、メドをつけておきたいと考えていることについて、伺いたい。

(知事答弁)

県民の皆様は「地方創生に取り組んで良かった」と実感いただけるよう、常に県民目線と現場主義に立ち、創意工夫を凝らしているところです。

中でも、東京一極集中是正への処方箋となる「政府関係機関の地方移転」に向け、開設が実現した消費者庁等の「消費者行政新未来創造オフィス」と連携し、高齢者や障がい者の見守りネットワークの構築や、全高校での消費者庁作成教材「社会への扉」の活用など、先進的なプロジェクトの成果を全国モデルとして強力に発信し、2年後の「消費者庁等の徳島移転」を実現すべく、不退転の覚悟で取り組んで参ります。

次に、「安全・安心対策」の推進については、「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」の制定をはじめ、「災害に強い県土づくり」の実現に向けた取組を強力に推進しております。

具体的に、まず、「治水対策」については、平成26年から2年続けて甚大な浸水被害が発生した那賀川流域について、本県からの強い働きかけにより、国の「床上浸水対策特別緊急事業」として採択され、阿南市加茂地区や那賀町和食土佐地区において、大規模な河川改修事業が展開されております。

また、「四国横断自動車道」の整備促進に合わせ、「陸の防潮堤」としての機能も有する高速道路に、全国初となる「津波避難場所」を設置するとともに、「命の道」となる高速道路の更なる南進に向け、既に事業化された「桑野及び福井道路」の整備促進はもとより、この度ルート案が提示された「海部道路」については、早期に都市計画決定を行い、県議会の皆様とも力を合わせ、平成31年度の事業化に全力を傾注して参ります。

このような状況の下、平成30年度においては、県政史上初となる「県議会の総意」として頂戴した、公共事業予算の100億円超の増額や、維持管理予算大幅増の御提言をしっかりと受け止め、前年度当初から「128億円増」となる「県土強靱化・加速化予算」を効果的に執行し、県民の生命・財産を守る「防災・減災対策」を一層強力に推進して参る決意です。

外国人観光客の誘客拡大に向けた戦略について

外国人観光客の誘致拡大に向けた明確な戦略を掲げ、全庁を挙げた取組を進めるべきと考えるが、所見を伺いたい。

(知事答弁)

本県が国際スポーツ大会の開催地やキャンプ地となる絶好の機会を捉え、東アジアはもとより、それ以外の地域から、外国人観光客の本県への誘客を促進し、観光消費額を大きく伸ばしていくためには、伝統的な文化や雄大な自然を楽しむ「旅の企画提案」に加え、目的やテーマ性を持たせた「旅行商品の造成」や更なる「情報発信」、そして「受け入れ環境の整備」が何よりも必要であると考えております。

そこで、平成30年度改定予定の「徳島県観光振興基本計画」において、「一步先の未来」を見据えた「明確な戦略」として定め、今後、県庁内はもとより、観光事業者やDMO、地元団体等が一体となった「オール徳島」で、戦略的かつ体系的な取組を推進することにより、本県観光の成長産業化に向け、しっかりと取り組んで参ります。

海外との空路・海路のネットワーク拡大について

空・海の便とともに、海外とのネットワーク拡大に向け、積極的なトップセールスを展開すべきではないか
(知事答弁)

「訪日外国人旅行者を2020年に4千万人へ」という政府目標の実現に向け、首都圏や関西の国際空港が飽和状態となる中、海外から徳島に、ダイレクトにインバウンドを受け入れるためには、これまで以上に国際線やクルーズ客船の誘致を加速していく必要があると認識しております。

そこで、多様化する相手方の求めに対し、スピード感と責任ある体制がとれるよう、海野副知事を筆頭に、一気通貫でトップセールスに臨む体制を整えるとともに、徳島阿波おどり空港新ターミナルや、徳島小湊島港などで、受け入れ環境の整備に努めた結果、平成30年1月以降、香港連続チャーター便や台湾とのツアー専用チャーター便が就航し、4月には過去最大のマニエスタイックブリュンセスの寄港が実現したところです。

また、夏休み期間中の7月21日から8月4日までの毎土曜日、冬場につき、キャセイドラゴン航空によるチャーター便の運航や、平成31年10月には、最高級クラスのクルーズ客船「ル・ラペルーズ」の寄港が決定するなど、海外と徳島とをつなぐ空路・航路の運航機会が着実に増加してきています。

今後、これまで築いてきた海外との信頼関係を活かしつつ、単発や連続に留まっている運航機会を「定期化」と、より進化・発展させていくため、一日も早い実現が求められる「香港との国際定期便」をはじめ、航空・航路ネットワークや誘客の節目となるタイミングには、私自ら先頭に立って交渉に臨み、効果を県内全域へ波及させることができるよう、しっかりと取り組んで参ります。

ターンテーブルの多面的活用について

東京都渋谷区に新設した「ターンテーブル」の多面的な活用に向けた方策について、所見を伺いたい。
(知事答弁)

「ターンテーブル」は、物産販売を中心に行う「従来型アンテナショップ」と一線を画し、「食」をテーマとした様々な「体験」を通じ、人と人との交流を促す「仕掛けづくり」や、インフルエンサーによる「情報拡散」をねらうなど、自治体として前例のない施設運営に挑戦しております。

嘉見議員からのお話のとおり、徳島に向けた人の流れを生み出すだけでなく、県内の意欲と才能あふれる若者や、高い技術を持つ企業などが、東京で活躍することができるよう支援していくことも、「ターンテーブル」の新たな役割として重要であると認識しております。

そこで、県内企業による新たな事業展開や、若者の創業、表現活動など、県民の皆様の「東京へのチャレンジ」を後押しする「ターンテーブルの新たな活用方法」について、庁内若手職員による「タスクフォース」を核に、しっかりと検討して参ります。

県政の長期ビジョンについて

10年後の徳島をどのように展望し、若者をはじめ、県民の意見をどうくみ取り、徳島の未来の姿を描いていくのか。

(知事答弁)

「時代の潮流」を見据え、「徳島の今後10年」を展望した場合、LEDなど、徳島が世界に誇る強みを活かした新産業の創出はもとより、人口減少社会における処方箋として「革新的技術の実装」推進、四国遍路や世界農業遺産など、徳島ならではの魅力発信による「インバウンド需要」の呼び込み、さらには、平時は「活力の道」となり、発災時には「命の道」となる「高速道路の整備」促進といった、地方創生へのたゆまぬ挑戦こそが、持続可能な地域を創造する鍵と考えております。

こうした考えを県民の皆様にお示ししつつ、徳島の未来への思いや夢をしっかりとくみ取り、新たな「県

政運営の指針」である「次期総合計画」へとつなげて参りたいと考えております。

具体的には、徳島の将来を担う「高校生や大学生」、地域の活性化に頑張っている「地域の方々」、外からの視線を併せ持つ「県外からの移住者」など、様々な方に参画をいただき、7月から、県内3圏域で対話集会「新未来セッション」を開催して参ります。

またこのセッションでは、動画による地方創生の取組紹介、インターネット投稿掲示板を活用した意見の受付など、若者が県の施策を身近に感じ、自由に意見やアイデアを寄せいただけるよう、工夫して参ります。

入試制度・県立高校のあり方について

入試制度の見直しはもとより、県立高校のあり方の根本を築き直すべきと考えるが、所見を伺いたい。

(教育長答弁)

公立高校の入学者選抜制度につきましては、これまで改善を重ねて参りましたが、議員お話のとおり、本県普通科高校における現行の3通学区域は、地元高校の育成や、不本意な遠距離通学の抑制など、一定の役割を果たす一方、生徒同士の切磋琢磨する機会が十分には保証されていないといった課題があると認識しております。

加えて、併設型中高一貫教育校である城ノ内中学校・高等学校については、本県初の中等教育学校へ移行することとしており、それに伴い、県内全域を通学区域とする城ノ内高校の生徒募集を平成33年度入学者選抜から停止いたします。

県教育委員会では、こうした状況を踏まえ、この度、新たに、学識経験者や学校関係者から成る有識者会議を設け、本県普通科高校における通学区域のあり方及び城ノ内高校の生徒募集停止に伴う対応案について、流入率の変更や、県内全域を通学区域とする学校・学科の設定、通学区域の見直しなど、あらゆる角度からの検討を開始します。

そして、本年度内に意見を取りまとめ、城ノ内高校の生徒募集を停止する平成33年度入学者選抜を見据え、現在の中学2年生が対象となる「平成32年度入学者選抜」から通学区域制の改善に着手いたします。

一方、スポーツの分野におきましては、本県で唯一「スポーツ科学科」を設置する鳴門渦潮高校を拠点として、選手強化と指導者育成に取り組むとともに、平成31年度からは新たに「NEO徳島トップスポーツ校」を指定し、指定競技の集中と成果主義を柱に、強化を図って参ります。

さらに、プロ野球広島東洋カープの元投手であり、選手育成スカウトとしての実績も豊富な本県出身の川端順氏を外部指導者として迎え、本県の次代を担う中・高生ピッチャーを専門的見地から継続的に指導し育成を図るなど、県代表校が全国の強豪校と渡り合えるよう、競技力の更なる向上を推進いたします。

私学誘致・私立学校の設置について

徳島の教育環境の充実に向け、私学誘致、私立高校の設置について、知事の所見を伺いたい。

(知事答弁)

本県の高校における私立の割合は、平成29年度の数値では、学校数は、3校、約7.9%で全国46位、生徒数は、881人、約4.5%で全国47位に留まっており、議員お話のとおり、毎年100名前後の生徒が県外に進学し、特に、スポーツ分野において将来有望な選手が県外の強豪校へ進学するといった話もよく耳にしております。

こうした状況の下、議員ご提案の「私立高校の誘致」は、近年の少子化の進行により、県内既存の私立高校においても生徒の確保に苦勞されている一方で、スポーツ人材の育成はもとより、若者の県外への流出防止や、全国からの流入促進に寄与する、これまでに無い新たな選択肢の一つであります。

今後、徳島の未来を担う子どもたちが、県外に出て行くのではなく、県内でしっかりと夢を実現できるよう、教育環境の充実努める中で、私立高校の誘致について、どのような方策や課題があるのか、まずは他府県の事例研究を進め、誘致の可能性をしっかりと検討して参ります。

音楽事業について

今回の記念オーケストラ問題の教訓を今後の県政運営に活かしていくべきと考えるが、所見を伺いたい。
(知事答弁)

全国初、二度目となる国民文化祭の開催決定を契機に設立いたしました「とくしま記念オーケストラ」については、ベートーヴェン第九アジア初演百周年に向け、ポップ・ステップ・ジャンプで取り組んだ演奏会をはじめ、県民の皆様へ「一流プロの音楽家」による優れたクラシック音楽を身近に体感いただくなど、本県の音楽文化の向上と、その裾野の拡大に大きな役割を果たして参りました。

その一方で、本県の音楽事業について、クラシックに偏重し過ぎているのではないか、外部の団体に基金を造成し、毎年度取り崩して事業を行う手法が透明性を低下させたのではないか、さらには、政策参与への任命責任など、様々なご指摘をいただいたところです。

これらの教訓を活かし、まず、平成30年度の音楽事業については、アマチュアの方々をはじめとする「県内演奏家の活動」にスポットを当て、「あわ三大音楽」をジャンルを超えて、一同に楽しむことができる演奏会の開催など、県民の皆様が様々な音楽に触れる機会を提供するとともに、一流の音楽を体感し、触発されたことで、聴く立場から演じる立場へと、自らが能動的に活躍する「県民主役」の新たな事業展開を図ることとし、その第一弾として、7月7日、8日の三日間、「とくしま夏の音楽祭」を開催いたします。

また、「文化立県とくしま推進基金」につきましても、昨年度で廃止をさせていただき、より透明性の高い「条例設置による基金」へと見直しを行ったところであり、これまで以上に県議会のチェックをいただき、県民の皆様とともに、次代に誇る「文化レガシー創出」に向けた取組を加速させて参ります。

さらには、PFI事業や指定管理者制度をはじめ、各種事業の実施に当たっては、競争性を高めることはもとより、先進性や独自性、類似性に着眼して、公募型プロポーザルの導入など、広く門戸を開放するとともに、審査に当たっては、外部の有識者が過半数を占める「選定委員会」を設置し、より公正性や透明性を高め、事業者の選定を行って参ります。

今後とも、優れた提案を引き出すとともに、より多くの皆様に参加の機会を提供する「公正で透明性の高い手法」を積極的に取り入れるなど、これまで以上に創意工夫を凝らし、現場主義と県民目線に立った県政運営を実践して参ります。

四国横断自動車道の整備促進について

四国横断自動車道の「津田・小松島間」、「小松島・阿南間」について、供用開始の見通しをどう立てているのか、所見を伺いたい。

(副知事答弁)

四国横断自動車道については、平成29年8月に、嘉見議員をはじめ県議会有志や地元市長・町長の皆様と一体となって、国や政府与党に対し、提言を行うなど、懸命に取り組んだ結果、「徳島東・阿南間」、いわゆる新直轄区間における平成30年度の当初予算は、昨年度の5割増となる過去最大の134億円が確保されたところです。

一方、「徳島東・阿南間」の更なる整備加速を図るためには、まだまだ予算が必要なことから、去る5月12日、嘉見議員にもご協力をいただき、本県の四国横断自動車道などを視察された石井国土交通大臣に対し、高速道路ネットワークの早期整備を提言するとともに、同月16日には、国に対し、地方負担割合を増やし国の事業費を拡大すること、国直轄区間の一部を地方による整備とすることなど、新たな制度の構築を強く訴えてきたところです。

現在、「小松島・阿南間」におきましては、ストック効果が早期に発現できる区間からの部分供用が整備を加速させる極めて有効な手段であることから、その受け皿となる「立江・檜洲地域活性化インターチェンジ」の連結許可取得に取り組むとともに、阿南インターチェンジ予定地付近の渋滞解消を図る「立江・檜洲・阿南間」

が先行供用できるよう、国に対し、強く訴えているところです。

また、「津田・小松島間」におきましては、県が国から用地取得事務の委託を受け、小松島市中田地区をはじめとする用地交渉を精力的に行っております。

今後とも、高速道路の一日も早い開通が、企業の競争力向上や地域の発展に多大な影響を与えるとの緊迫感を持って、津田から阿南までの供用見通しのできる限り早い公表はもとより、先行して着手された「小松島・阿南間」については、「徳島東・津田間」に遅れることなく供用できるよう、国に対し強く働きかけるとともに、「立江櫛淵インターチェンジ」の整備や、早期供用開始のポイントとなる用地取得の完了に向け、これまで以上にしっかりと取り組んで参ります。



少子化対策について

国に先んじて、より一歩踏み込んだ大胆な「子育ての経済的負担軽減策」を早急に実施すべきではないか。
(知事答弁)

本県では、これまでも子育てに関する「経済的負担軽減」に積極的に取り組み、全国トップクラスの子育て環境を整備して参りました。

まず、「子どもの医療費の自己負担」に対する助成を、平成17年度時点で、通院3歳未満・入院6歳未満であったものを順次拡大し、平成18年度には、入院・通院とも7歳未満、平成29年度からは、全市町村で入院・通院ともに中学校修了までとし、負担軽減を図りました。

また、保育料の第3子以降無料化を平成27年度から、放課後児童クラブ利用料の第3子以降無料化を平成28年度から開始したところです。

こうした状況の下、合計特殊出生率は上昇を続け、平成27年には1.53まで回復し、平成17年からの0.27ポイントの上昇は、四国で最大の伸びとなっており、これまで充実させてきた「経済的負担軽減策」が大きな効果をもたらしたのではないかと考えております。

一方で、平成28年、29年と2年続けて合計特殊出生率が1.51で推移しており、今こそ「新たな負担軽減策」を早急に打ち出し、再び回復基調を確かなものとするのが喫緊の課題であると認識しております。

そこで、国が平成31年10月から実施する「幼児教育の無償化」を更に前倒し、これまで「第3子以降」を対象としてきた本県独自の保育料無料化を「第2子」にまで拡大することとし、より多くの世帯の皆様の子育てに向けた前向きな機運を一層高めて参ります。

今後は、一日も早い効果の発現を目指し、早急に事業スキームを構築するとともに、平成30年9月補正予算での対応を視野に、市町村はもとより、幼児教育・保育の現場との緊密な連携を図りながら、鋭意準備を進め、強い危機感を持って、希望出生率1.8の実現に向けて、取組を更に加速させて参ります。



阿南市


町

御一同様

活動報告書兼領収書等添付票

項目	要請陳情等活動費
整理番号	1

①	年月日・時間	平成30年7月17日(火) 12:40~15:30							
②	場所	① 国土交通省(東京都千代田区) ②③ 自由民主党本部(東京都千代田区) ④ 財務省(東京都千代田区) ⑤ 総理大臣官邸(東京都千代田区)							
③	相手方	① 高橋克法 国土交通大臣政務官 ②③ 竹下 亘 自由民主党総務会長, 二階俊博 自由民主党幹事長 ④ 麻生太郎 財務大臣 ⑤ 菅 義偉 内閣官房長官							
④	参加者	岸本議員, 須見議員, 中山議員, 岡本議員, 岩佐議員, 嘉見議員, 島田議員, 杉本議員, 西沢議員, 古川議員, 長尾議員, 県内9市町長 ほか							
⑤	目的・内容	県, 地元市町合同で四国横断自動車道及び阿南安芸自動車道の早期整備について各関係先に対し, 要望活動を実施した。							
⑥	政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠	復路については, 公費支出(議会運営委員会県外視察)。							
⑦	経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿	
		旅費	28,820	10/10	28,820	7/17 航空券代 10,690円 JAL454便 徳島 8:55発→羽田10:10着 宿泊費 12,700円(都市センターホテル泊) 大型バス借上代及び有料道路代 5,430円			
		合計	28,820	/	28,820				

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 充分に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
<input checked="" type="checkbox"/> 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

No. 003011

嘉見 博之 様

収
入
印
紙

金 額	¥	2	8	8	2	0
-----	---	---	---	---	---	---

担
当
印



但し平成30年7月17日東京視察旅費ご旅行代金と引

上記金額正に領収致しました。

平成 30 年 8 月 21 日

株式会社 **エアトラベル徳島**

本 社 徳島市幸町1番地3
電 話(088)623-3611番(代)
イオンモール徳島店 徳島市南末広町4番地1号(イオンモール徳島4F)


- ・本領収書は、金額の訂正は致しません。
- ・社印、担当者印なきものは無効です。

活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	1

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
聖教新聞 2018年4月～2019年3月	23,208	10/10	23,208	
公明 日曜版 2018年4月～2019年3月	3,516	10/10	3,516	
選択 (2019年1月～2020年2月)	12,000	3/12	3,000	
2019年2月分から2019年4月までの3月間充当				
徳島新聞(朝・夕)4月分 ¥7,390のうちスポーツ紙を除く額	4,037	1/4	1,009	
徳島新聞(朝・夕)5月分 ¥7,390のうちスポーツ紙を除く額	4,037	1/4	1,009	
徳島新聞(朝・夕)6月分 ¥7,390のうちスポーツ紙を除く額	4,037	1/4	1,009	
徳島新聞(朝・夕)7月分 ¥7,390のうちスポーツ紙を除く額	4,037	1/4	1,009	
徳島新聞(朝)8月分 ¥6,446のうちスポーツ紙を除く額	3,093	1/4	773	
徳島新聞(朝)9月分 ¥6,446のうちスポーツ紙を除く額	3,093	1/4	773	
徳島新聞(朝)10月分 ¥6,446のうちスポーツ紙を除く額	3,093	1/4	773	
徳島新聞(朝)11月分 ¥6,446のうちスポーツ紙を除く額	3,093	1/4	773	
徳島新聞(朝)12月分 ¥6,446のうちスポーツ紙を除く額	3,093	1/4	773	
徳島新聞(朝)1月分 ¥6,446のうちスポーツ紙を除く額	3,093	1/4	773	
徳島新聞(朝)2月分 ¥6,446のうちスポーツ紙を除く額	3,093	1/4	773	
徳島新聞(朝)3月分 ¥6,446のうちスポーツ紙を除く額	3,093	1/4	773	
合計	79,616		39,944	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。
 (注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 充実に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	10/10, 1/4
政務活動費の支出額	39,944 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

新聞購読料 領 収 証

嘉見 博之 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を前受金として領収いたしました。

2018年4月分から12ヶ月分 領収日 4月10日

領収金額 **¥26,724**

* 税法改正等により購読料金が変わった場合、差額をご請求またはご返金させていただきます。

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
聖教新聞	1,934	1×12ヶ月	23,208

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞日曜版	293	1×12ヶ月	3,516

販売店 久栄 正志

住 所 阿南市桑野町山路89

TEL 0884-26-1217 FAX 088-603-1075

お申込No. 36021-00558(519)



通常払込料金 振替払込請求書兼受領証
加入者負担

〒	[REDACTED]			[REDACTED]				
	加入者名 選択出版株式会社							
金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
				1	2	0	0	0
料 金	ご依頼人住所氏名 嘉見 博之 様 [REDACTED]							
	日 附 印 30-12-18 桑野郵便局							
備 考	(62071) N94120005							

切り取らないでお出しく下さい。

この受領証は、大切に保管してください。


ご 請 求 書

〒779-1402 徳島県阿南市桑野町幸道28-1 嘉見 博之 ([REDACTED]) 様
--

2018 年 12 月 10 日

雑誌「選択」のご購読料を
左記の通りご請求申し上げます。

ご購読料 (消費税込)	¥12,000
期 間	2019 年 2 月号ヨリ 2020 年 1 月号マデ
部 数	毎月 1 冊

選択出版株式会社 

〒105-0003 東京都港区西新橋3-3-1
KDX西新橋ビル10F
TEL (03) 3432-1741 (代)



年 月 日	摘 要	お払戻し金額	お預り金額	差 引 残 高
530-04-27	20999	*7,390	新聞代	
1130-05-28	20999	*7,390	新聞代	
1530-06-27	20999	*7,390	新聞代	
1930-07-27	20999	*7,390	新聞代	
2330-08-27	20999	*6,446	新聞代	

記号説明 ★ク0、ク1、ク2、ク3は種券類による入金を示し、その記号後部に払戻しのできる予定日時を表示します。
★「手数料*」の表示がある場合、ATM利用明細票の手数料金額と異なる場合があります。詳細は表紙見開き頁のご案内をご参照ください。



5

年 月 日	摘 要	お払戻し金額	お預り金額	差 引 残 高
030-09-27	20999	*6,446	新聞代	
0630-10-29	20999	*6,446	新聞代	
0930-11-27	20999	*6,446	新聞代	
1230-12-27	20999	*6,446	新聞代	
1531-01-28	20999	*6,446	新聞代	
1931-02-27	20999	*6,446	新聞代	
2231-03-27	20999	*6,446	新聞代	
24				

記号説明 ☆タ0、タ1、タ2、タ3は証券類による入金を示し、その記号後部に払戻しのできる予定日時を表示します。

★[手数料*]の表示がある場合、ATM利用明細書の手数料金額と異なる場合があります。詳細は表紙見開き頁のご案内をご参照ください。

活動報告書兼領収書等添付票


項目	事務費
整理番号	1

①	商品名・数量・単価・発送内容	
	<p>※切手を購入した場合は発送数を記載し、発送物の写しを添付すること</p> <p>※全額充当や共通按分率を超えた割合を充当する場合は、按分率の根拠を記載すること</p>	<p>スティックのり 消えいるビットN イブシオSPトナー タイプ3400</p>

② 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	発送物写し
		事務費	1,080	1/2	540	スティックのり 消えいるビットN @200×5本
	事務費	10,800	1/2	5,400	イブシオSPトナー タイプ3400	
	合計	11,880		5,940		

(注) 備品（取得価格10万円以上のもの。但しパソコンは除く）については、資産形成のおそれがないリース契約を原則とする。どうしても購入する必要がある場合には、耐用年数を議員残任期で按分した分のみを充当する。（充当の計算はガイドラインP25を参照）

(注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

<p>議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 全額充当や共通按分率を超えた割合で充当している場合は、その根拠が明確である</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている</p>	<p>会派使用欄</p> <p>経理責任者審査</p> 
--	---

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/2
政務活動費の支出額	5,940 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

Receipt

領 収 証

No.

カミ持え

様

平成 30 年 12 月 28 日

印
紙

¥ 1080.-

上記の金額正に領収致しました

但し

OA機器、事務用品、スチール家具
本、DPE、測量器具、印刷、書写真
金文字製本、シール、看板、安全標識製造

(有) 喜久屋商店

代表取締役 谷村 嘉啓

徳島県阿南市橋町西浜153-1

TEL (0884) 27-0073 (代)

FAX (0884) 27-0608

振込先

請 求 書

No.

カミ持え

様

50年 12月 28日

下記の通り請求申し上げます

OA機器、事務用品、スチール家具
本、DPE、測量器具、印刷、書写真
金文字製本、シール、看板、安全標識製造

(有) 喜久屋商店

代表取締役 谷村

徳島県阿南市橋町西

TEL (0884) 27-0073

FAX (0884) 27-0608

振込先

品 名	数 量	単 価	金 額	摘 要
消 費 税			180	
店渡 配達 発送		合 計	1080	

領収書

嘉見博之

様

No 181792

¥ 10800 -

収入
印紙

内
消費税等

但

上記正に領収いたしました。

平成31年1月10日

領収金額内訳	
現金	10800
小切手	
手形	
相殺	
振込	
値引	
計	¥10800-



株式会社 金剛



取扱者印

代表取締役 村上利

本社 〒770-0845 徳島市新内町1丁目11番地
Tel. 088-637-1177 Fax. 088-637-1178

御 請 求 書

嘉見博之

御中



株式会社 金



コード: [redacted]

〒770-0845	本社	徳島市新内町1丁目11番地1	☎088-637-1177
〒771-0134	徳島営業所	徳島市川内町平石住吉189-1	☎088-637-1177
〒774-0017	阿南営業所	阿南市見能林町大作半1-1	☎0884-22-8185
〒771-6106	那賀営業所	那賀郡那賀町坂州広瀬28番地	☎0884-65-2670
〒777-0005	西営業所	美馬市穴吹町穴吹字明連2-7	☎0883-53-6310
〒778-0002	三好出張所	三好市池田町マチ2501-1	☎0883-72-7091

毎度お引き立てに賜りありがとうございます。

次の通りご請求申し上げます。

お手数でございますが、お引き合わせの程お願い申し上げます。

取引銀行

担当: [redacted]

前月御請求額	当月御入金額	繰越残高	当月御買上額	消費税	当月御買上額(税込)	当月御請求額
0	0	0	10,000	800	10,800	10,800

恐れ入りますが請求額が1万円以下の場合は支払手数料のご負担をお願い致します。

取引日 伝票No	商品名及び規格	数量	単位	単価	金額	御入金
18/12/19 0000091840	リコー イプシオSPトナー タイプ 3400	1	本	10,000	10,000	
	伝票計				10,000	
18/12/20	請求書単位消費税				800	
	消費税				800	
	伝票計				800	
	以下余白					

このご請求と行き違いでご入金の場合は、何卒ご了承ください。

活動報告書兼領収書等添付票


項目	事務費
整理番号	2-1

①	商品名・数量・単価・発送内容	
	※切手を購入した場合は発送数を記載し、発送物の写しを添付すること	インターネット料金 平成30年4月～平成31年3月 ¥19,440 ドコモケイタイ料金 平成30年4月～平成30年10月、平成30年12月～平成31年3月 ¥50,887 合計 ¥70,327
	※全額充当や共通按分率を超えた割合を充当する場合は、按分率の根拠を記載すること	

② 経費					支払の内容	発送物写し
	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)			
	通信費	1,620	1/4	405	インターネット料金 (4月分)	
	通信費	1,620	1/4	405	インターネット料金 (5月分)	
	通信費	1,620	1/4	405	インターネット料金 (6月分)	
	通信費	1,620	1/4	405	インターネット料金 (7月分)	
	通信費	1,620	1/4	405	インターネット料金 (8月分)	
	通信費	1,620	1/4	405	インターネット料金 (9月分)	
	通信費	1,620	1/4	405	インターネット料金 (10月分)	
	通信費	1,620	1/4	405	インターネット料金 (11月分)	
	通信費	1,620	1/4	405	インターネット料金 (12月分)	
	通信費	1,620	1/4	405	インターネット料金 (1月分)	
	通信費	1,620	1/4	405	インターネット料金 (2月分)	
	通信費	1,620	1/4	405	インターネット料金 (3月分)	
	小計	19,440		4,860		

(注) 備品 (取得価格10万円以上のもの。但しパソコンは除く) については、資産形成のおそれがないリース契約を原則とする。どうしても購入する必要がある場合には、耐用年数を議員残任期で按分した分のみを充当する。(充当の計算はガイドラインP25を参照)

(注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 全額充当や共通按分率を超えた割合で充当している場合は、その根拠が明確である	
<input checked="" type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】


政務活動費の支出額	円
-----------	---

活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務費
整理番号	2-2

①	商品名・数量・単価・発送内容						
	※切手を購入した場合は発送数を記載し、発送物の写しを添付すること ※全額充当や共通按分率を超えた割合を充当する場合は、按分率の根拠を記載すること						
② 経費		費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	発送物写し
		通信費	3,692	1/4	923	ドコモケイタイ料金 (4月分)	
		通信費	3,480	1/4	870	ドコモケイタイ料金 (5月分)	
		通信費	3,503	1/4	875	ドコモケイタイ料金 (6月分)	
		通信費	3,889	1/4	972	ドコモケイタイ料金 (7月分)	
		通信費	4,310	1/4	1,077	ドコモケイタイ料金 (8月分)	
		通信費	6,689	1/4	1,672	ドコモケイタイ料金 (9月分)	
		通信費	5,532	1/4	1,383	ドコモケイタイ料金 (10月分)	
		通信費	4,948	1/4	1,237	ドコモケイタイ料金 (12月分)	
		通信費	4,948	1/4	1,237	ドコモケイタイ料金 (1月分)	
		通信費	4,948	1/4	1,237	ドコモケイタイ料金 (2月分)	
		通信費	4,948	1/4	1,237	ドコモケイタイ料金 (3月分)	
		小計	50,887		12,720		
		合計	70,327		17,580		

(注) 備品 (取得価格10万円以上のもの。但しパソコンは除く) については、資産形成のおそれがないリース契約を原則とする。どうしても購入する必要がある場合には、耐用年数を議員残任期で按分した分のみを充当する。(充当の計算はガイドラインP25を参照)
 (注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
<input type="checkbox"/> 全額充当や共通按分率を超えた割合で充当している場合は、その根拠が明確である	
<input type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/4
政務活動費の支出額	17,580 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---



年月日	摘要	お払戻し金額	お預り金額	差引残高
14 30-04-25	20799		*1,620 インターネットカレ	
16 30-05-01	10099		*3,692 トモモ ケイタイ	
10 30-05-25	20799		*1,620 インターネットカレ	
12 30-05-31	10099		*3,480 トモモ ケイタイ	
14 30-06-25	20799		*1,620 インターネットカレ	
16 30-07-02	10099		*3,503 トモモ ケイタイ	
18 30-07-25	20799		*1,620 インターネットカレ	
20 30-07-31	10099		*3,889 トモモ ケイタイ	
22 30-08-27	20799		*1,620 インターネットカレ	
24 30-08-31	10099		*4,310 トモモ ケイタイ	

記号説明 ☆ク0、ク1、ク2、ク3は紙券額による入金を示し、その記号後に払戻しのできる予定日時を表示します。

☆「手数料*」の表示がある場合、ATM利用明細票の手数料金額と異なる場合があります。詳細は次紙見開き頁のご案内をご参照ください。



年 月 日	摘 要	お払戻し金額	お預り金額	差 引 残 高
1 30-09-25	20799	*1,620	インターネットカ化	
3 30-10-01	10099	*6,689	ト"コE ケイタイ	
4 30-10-25	20799	*1,620	インターネットカ化	
7 30-10-31	10099	*5,532	ト"コE ケイタイ	
8 30-11-26	20799	*1,620	インターネットカ化	
11 30-12-25	20799	*1,620	インターネットカ化	
13 31-01-04	10099	*4,948	ト"コE ケイタイ	
14 31-01-25	20799	*1,620	インターネットカ化	
16 31-01-31	10099	*4,948	ト"コE ケイタイ	
18 31-02-25	20799	*1,620	インターネットカ化	
20 31-02-28	10099	*4,948	ト"コE ケイタイ	
21 31-03-25	20799	*1,620	インターネットカ化	
23 31-04-01	10099	*4,948	ト"コE ケイタイ	
24				

記号説明 ☆タ0、タ1、タ2、タ3は証券類による入金を示し、その記号後に払戻しのできる予定日時を表示します。

☆「手数料*」の表示がある場合、ATM利用明細書の手数料金額と異なる場合があります。詳細は紙紙見開き頁のご案内をご参照ください。